

新しい保険証の送付

●問い合わせ

保険課（東庁舎 2 階）【国民健康保険】 ☎34-3203・☎39-2523 【後期高齢者医療保険】 ☎34-3216・☎39-2523）
または長野県後期高齢者医療広域連合（☎026-229-5320）

保険証は **7月中旬に郵送** します。届いたら、記載内容に誤りがないかご確認ください。新しい保険証は、8月1日から医療機関で提示してください。保険証などの送付先を住民票上の住所以外に希望する場合は、別途申請が必要です。

後期高齢者医療保険

10月1日から、一定以上の所得がある人は、医療費の**窓口負担割合が「1割」から「2割」**になる制度改正が行われるため、令和4年度は**保険証が2回送付されます**。有効期限をご確認の上、ご利用ください。

保険証は、長野県後期高齢者医療広域連合の黄色の封筒に1人分を入れてお送りします。

【昨年からの変更点・注意点】

第1回目（7月中旬発行）

- 色が黄色から**緑色**になります。
- 有効期限は**令和4年9月30日**です。

第2回目（9月中旬発行）

- 色が緑色から**桃色**になります。
- 有効期限は**令和5年7月31日**です。

※保険証を郵送ではなく来庁して直接受け取ることを希望する方は、本人確認の上、お渡ししますので、7月5日(火)までにお問い合わせください。

後期高齢者医療 窓口負担割合の見直し

被保険者の令和3年中の課税所得や収入額をもとに、世帯単位で判定します。

2割負担の基準

- 世帯の被保険者が1人の場合は、「課税所得28万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」
 - 世帯の被保険者が2人以上の場合は、「課税所得28万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額の合計が320万円以上」
- ※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額
※年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません。

国民健康保険

新しい保険証は、世帯主宛ての**水色の封筒**に世帯の国保加入者分を入れてお送りします。

【昨年からの変更点・注意点】

- 色が ^{うぐいす} 鶯色 から ^{ふじ} 藤色 になります。
- 有効期限は **令和5年7月31日** です。

令和5年7月31日までに75歳になる方

満75歳の誕生日の前日が有効期限です。75歳の誕生日までに、長野県後期高齢者医療広域連合から新しい保険証が郵送されます。

8月1日で更新になります

自動更新されるもの ※7月中に発送

- 国民健康保険特定疾病療養受療証（有効期限の記載あり）
- 後期高齢者医療限度額適用認定証

更新手続きが必要なもの

- 国民健康保険限度額適用認定証

7月8日(金)以降に保険課か支所・出張所で申請してください。別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

【持ち物】

保険証、運転免許証（または通帳、診察券等2種類以上）、個人番号がわかるもの（通知カード、マイナンバーカード）